

2023年4月20日

エスリード建物管理株式会社

(小売電気事業者：株式会社ファミリーネット・ジャパン)

電気需給約款の変更について

平素より、当社の電力サービスをご利用くださり、まことにありがとうございます。

当社は、電気料金に含まれる関西電力送配電株式会社の託送料金の変更を受け、2023年5月1日に当社の電気需給約款を下記の通り変更いたします。

当社はこれからも様々な経営効率化に努め、割安な電気料金の提供を継続できるよう努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更内容について

① 関西電力送配電株式会社による託送料金の変更を受けた料金の見直し

契約種別	区分		見直し前	見直し後
従量電灯A マンション共用部	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	306円91銭	399円31銭
	電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18円28銭	18円28銭
		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円21銭	23円21銭
		300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円36銭	26円36銭
従量電灯B マンション共用部	基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	348円48銭	369円42銭
	電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	15円76銭	15円76銭
		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	18円66銭	18円66銭
		300キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円30銭	21円30銭
低圧電力 マンション共用部	基本料金	契約電力1キロワットにつき	959円41銭	982円25銭
	電力量料金	1キロワット時につき(夏季)	13円01銭	13円01銭
		1キロワット時につき(他季)	11円69銭	11円69銭

※表記載の金額は消費税相当額を含みます。

<ご参考：料金の見直しに伴う影響額について>

契約種別	従量電灯A マンション共用部	従量電灯B マンション共用部	低圧電力 マンション共用部
見直し前	40,850円	41,373円	22,753円
見直し後	40,942円	41,625円	23,056円
影響額	92円	252円	303円

※影響額算出における電気使用量および契約容量・契約電力は以下の通り 2023年3月検針分の平均値を使用しております。

- ・従量電灯A マンション共用部：電気使用量 1,270kWh
- ・従量電灯B マンション共用部：電気使用量 1,355kWh、契約容量 12kVA
- ・低圧電力 マンション共用部：電気使用量 535kWh、契約電力 14kW

※見直し前・見直し後のいずれの金額にも、2023年3月分の燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価、でんきガス価格激変緩和対策事業による値引き単価、消費税相当額を適用しております。

② 契約期間定義の変更

契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。

③ 配電事業制度導入に伴い、新たに配電事業者を規定

2020年6月に成立した「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（以下、「エネルギー供給強靱化法」といいます。）にもとづき、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新たな事業者が自ら面的な系統運用を行うことを可能とする制度（配電事業制度）が2022年4月に導入されたことにともない、一般送配電事業者以外の配電事業者より、電気の供給を受けるお客さまへも、電気需給約款を適用するために、一般送配電事業者に加え、配電事業者を規定いたします。

④ 法律名・告示名の変更を反映

再生可能エネルギー発電促進賦課金に関連する法律名および告示名の変更を反映いたします。

⑤ 需給契約申込時のお申出事項の追加

電気事業法上、一定規模以上の系統用蓄電池を用いた蓄電事業は「発電事業」と位置付けられたことにともない、ご契約申込時のお申出事項に、蓄電池を追加いたします。

⑥ 需給契約の単位に関する規定の変更

一般送配電事業者または配電事業者（以下、「一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給約款およびその他の供給条件等託送約款等における需給契約の単位に関する規定の見直しを反映いたします。

⑦ 工事費等のお支払い期限日等の明確化

一般送配電事業者等から工事費の請求が発生した場合、原則として、一般送配電事業者等が定める支払期日までにお客さまにお支払いいただくことを明記いたします。

⑧ 支払義務発生日を変更

検針日から支払義務が発生することといたします。

⑨ その他

電気需給約款の改定にともない、関連条項その他の見直しを実施いたします。

2. 変更時期について

2023年5月1日付で電気需給約款を変更し、2023年6月検針分の電気料金より見直し後の料金を適用いたします。

以上